

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和4年3月16日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳	1市4町2村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 会津若松市(ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 西会津町(マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 会津美里町(ナメコ、ムキタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 只見町(ナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 柳津町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 三島町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 昭和村(ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。)	南相馬市 いわき市 棚倉町(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。)	
野菜類	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(こごみ)	福島市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、二本松市、大玉村		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市		—
ウメ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
ユズ	福島市		—
クリ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
キウイフルーツ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成25年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成26年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成27年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成28年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成29年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成30年産)	※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成31年産)(2019年産)	※11(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(令和2年産)	※12(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(令和3年産)	※13(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	猪苗代湖及び猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)及び酸川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	真野川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	福島県内の阿武隈川(ただし、信夫ダムの上流(支流を含む。)を除く。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖及び秋元湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	クロソイ	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※14}	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※15}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

*2※2 南区市町(平成24年3月30日付指揮により設置された帰還困難区域に限る)、大町町(平成24年1月5日付指揮により設置された帰還困難区域に限る)、大和町(平成25年5月7日付指揮により設定された帰還困難区域に限る)、葛西町(平成25年7月7日付指揮により設定された帰還困難区域に限る)、及び琵琶村(平成24年4月15日付指揮により設置された帰還困難区域に限る)。

*3 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷等が可能。

*4 香川県庁、鹿児島市、福岡市、宮崎市、鹿児島県第一原力労働省所から半歩2キロメートル内の区域を除く。*5 田村市、福岡市、鹿児島市、宮崎市、鹿児島県第一原力労働省所から半歩2キロメートル内の区域を除く。*6 南房都市、福岡市、鹿児島市、宮崎市、鹿児島県第一原力労働省所から半歩2キロメートル内の区域を除く。*7 南房都市、福岡市、鹿児島市、宮崎市、鹿児島県第一原力労働省所から半歩2キロメートル内の区域を除く。

*5 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧洗川村の区域に限る。)、郡上市(郡路町、船引町道橋、船引町中山字下馬、常葉町堀山並びに市内有林地福島林管署管理251林班部一課、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高区、原町区(片倉・宇治津地区の区域に限る。)、常葉区(宇治津・宇摩木森の区域に限る。)、原町区(宇摩木森の区域に限る。)、字屋吹坂、字七曲、字山田(字山形)を除く区域に限る。)、小浜区(字山形)を除く区域に限る。)、

境までの一部の区域に限る。)、南鳥巣市(小高区、原町区(万字川)千字行区の区域に限る。)、馬場子(十五谷子、舟横川及び赤木美佐姫谷の区域に限る。)、高居子(帝布子、崖下崖子、七日出子、舟横川及び舟横川の区域に限る。)、宇佐子(千字行区の区域に限る。)、下川井、小坂、堀川、江井、米次沢、小木曾、鶴巣、大字(芋田、墨屋、三室谷、芋田、宇佐北、宇子、芋道現規、芋原、芋字銀治内、芋館内、芋守弥、芋守室、芋守業室、芋守御宿、芋守中平、芋守大久保前、芋字前林内及び芋高木の区域に限る。)及び大原(芋田和城の区域に限る。)の区域に限る。)並びに市内国有林福島森林管理署204林班から208林班まで、208林班の一部、2089林班から2098林班まで、2089林班から2108林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)、伊達市(旧坂本村、旧沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)、川俣町(山形並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、広野町、磐梯町、川内村及び飯舘村(長尾並びに村内国有林磐梯森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。)

※8 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、川俣町(平成25年3月7日付け)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、猪谷町(平成25年3月7日付け)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、浪江町(平成24年3月7日付け)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、葛尾村(平成25年3月7日付け)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、川内村(平成24年3月30日付け)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、いわき市(平成24年3月15日付け)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。

（ア）川内村（平成26年9月12日付け指示により設定された避難指解除準備区域に限る。）、萬葉村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び船越村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

*9 神奈川県相模原市 平成24年3月10日付で指示により設置された居住制限区域及び避難指示解除区域に隣接する区域に限る。、川井保寿(平成25年3月10日付)で指示により設置された居住制限区域及び避難指示解除区域に隣接する区域に限る。、大熊町(平成24年11月30日付)で指示により設置された帰還困難区域を除く区域に限る。(、)、羽村市(平成25年5月7日付)で指示により設置された帰還困難区域を除く区域に限る。(、)、浪江町(平成25年3月7日付)で指示により設置された帰還困難区域を除く区域に限る。(、)

）、川内村（平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、やまつ尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯船村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）

*10 福島県川俣町(平成25年5月7日付)に指示により設定された居住制度区域及び避難指⽰解除候佛区域に限る。、大熊町(平成24年11月30日付)に指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。、双葉町(平成25年5月7日付)に指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。、浪江町(平成25年5月7日付)に指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※11 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

*14 当県域において飼養されている牛について「県外への移動(12月未満牛のもの)を除く」及び「畜場への引取を差し控えよう」と要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和4年3月16日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市(旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町の区域を除く。)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市(旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。)
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	ワラビ(野生のものに限る。)	陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
肉	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、登米市、栗原市、大崎市、村田町、南三陸町 気仙沼市(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※1} に基づき管理されるマツタケを除く。)
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市
	ゼンマイ(野生のものに限る)	丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、甚石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、各取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	山形市
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、常陸大宮市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、茨城町、城里町、大子町
水産物	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、みどり市、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町
	こしあぶら(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村、川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)、川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

*1 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷が可能。

*2 旧市町村は平成15年3月31時点のもの

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・令和4年3月16日現在

福島県		出荷制限
クサツテツ(こごみ)	H24.5.9～: 福島市、猪折町 H24.5.1～: 相馬市、伊達市、西郷町、三春町 H24.5.2～: 川俣町 H24.5.7～: 田村市 H24.5.7～R3.4.9解除: 古殿町 H24.5.10～R3.9.10～部解除: 二本松市、大玉村(被曝されるクサツテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.10～: 那山市 H24.5.14～: 横葉町、東郷村 H24.5.14～: 庄原町	
クサツテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	H26.4.24～H29.9.11解除: 会津美里町 H27.4.30～: 南相馬市	
コシアブラ	H24.5.2～: 福島市、二本松市 H24.5.7～: 那山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町 H24.5.10～: 伊達市、西郷町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村 H24.5.14～: 福島川町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17～: 猪折町、猪苗代町 H24.5.17～: 須賀川市、土塙村 H24.5.14～: 遠野町 H24.5.10～: 相馬市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、長崎村 H24.5.20～: 三島町、川内村 H24.5.22～: 遠川町、庄原町 H24.5.28～: 本宮市、田村市、小野町、吹町、金峰町下町、玉川村、平田村、中条村 H24.5.29～: 三春町 H24.5.29～: 金成若林村、磐石村 H24.5.30～: 金山町 H24.5.70～: 岩和村	
コシアブラ (野生のものに限る。)	H28.4.28～: 西会津町 H28.5.6～: 及見町	
ゼンマイ	H24.5.2～: いわき市、二本松市 H24.5.10～: 相馬市 H24.5.24～: 川俣町 H24.5.24～: 南相馬市 H24.5.14～: 横葉町、東郷村 H24.5.16～: 福島川町 H24.5.20～: 川内村 H24.5.70～: 那山市 H24.5.14～: 田村市	
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H28.5.14～: 庄原町、大玉村	
ワフミンク (野生のものに限る。)	H28.5.24～: 福島川町、国見町	
タラノメ (野生のものに限る。)	H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.5.2～: 福島市 H24.5.7～: 那山市、白河市、塙町、新地町 H24.5.10～: 大玉村、西郷村 H24.5.14～: 川俣町 H24.5.25～: 南相馬市 H24.5.14～: 庄原町、磐梯村 H24.5.19～: 二本松市、吉川町、巣村 H24.5.20～: 川内村 H24.5.28～: 本宮市、須賀川市 H24.5.6～: 磐石村 H24.5.10～: 田村市 H24.5.14～: 猪苗代町 H24.5.22～: 北塙原村	
フキ	H27.5.25～: 高尾村	
フキ(野生のものに限る。)	H24.5.19～: 熊野町、猪苗代町 H24.6.16～: 天栄村	
フキノトウ (野生のものに限る。)	H24.4.9～H31.2.27解除: 田村市 H24.4.10～: 伊達市、桑折町、国見町 H24.4.11～: 横葉町、東郷村 H27.2.25～: 南相馬市 H28.1.20～: 本宮市	
ワラビ	H24.5.10～R2.3.10～部解除: 伊達市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.5.10～H28.8.1～部解除: いわき市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.5.17～: 川俣町 H24.5.17～H27.5.15～部解除: 喜多方市 H24.5.17～H28.8.2～部解除: 福島市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.5.25～: 南相馬市 H24.6.11～: 飯川村 H24.7.30～: 横葉町 H24.8.14～: 遠野町 H24.8.14～: 二本松市 H24.8.14～: 庄原町	
ワラビ(野生のものに限る。)	H23.6.2～H25.10.21解除: 福島市、伊達市、桑折町 H23.6.6～H25.10.21解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.6.6～H22.1.3解除: 南相馬市第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H24.6.6～H25.10.21解除: 国見町 H23.6.6～H24.7.11解除: 相馬市	
ウメ	H28.8.29～: 福島市 H28.8.29～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H24.1.10～H27.1.29解除: いわき市 H23.10.14～H28.3.17解除: 桑折町 H23.10.14～H29.2.1解除: 伊達市 H23.8.29～H30.1.26解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.6.6～H25.10.21解除: 福島市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.6.6～H24.7.11解除: 相馬市	
ユズ	H28.8.29～: 福島市 H28.8.29～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H24.1.10～H27.1.29解除: いわき市 H23.10.14～H28.3.17解除: 桑折町 H23.10.14～H29.2.1解除: 伊達市 H23.8.29～H30.1.26解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.12.9～H26.11.17解除: いわき市	
クリ	H28.9.20～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.9.20～R3.8.24解除: 伊達市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H24.9.26～H27.1.23解除: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市	
キウイフルーツ	H23.12.9～H26.11.17解除: 相馬市 H23.12.9～H26.11.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.12.9～H25.12.25解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.12.9～H30.1.13解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
小豆	H25.1.4～H25.11.7～部解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。)	
種類	H24.11.15～H25.11.7～部解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。) H24.12.25～H26.3.13～部解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 郡山市(旧野谷村の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13～部解除: 桑折町(旧連崎町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.1.4～H25.8.9～部解除: 二本松市(旧小浜町及び旧渋川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.1.4～H25.8.9～部解除: 桑折町(旧連崎町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.2.18～H25.7.10～部解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧野谷村及び旧平野村の区域に限る。) H25.3.5～H25.7.10～部解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧野谷村及び旧平野村の区域に限る。) H25.3.25～H25.7.10～部解除: 福島市(旧草坂村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧草坂村の区域に限る。) H25.1.4～H25.5.17～部解除: 伊達市(旧塙川村及び旧富野村の区域に限る。) ～H26.10.7解除: 伊達市(旧塙川村及び旧富野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.7.10～部解除: 福島市(旧野谷村及び旧平野村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧野谷村及び旧平野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.11.7～部解除: 本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 南相馬市(旧木沢村の区域に限る。) H25.12.18～H27.6.23～部解除: 南相馬市(旧木沢村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: H26.12.17～H27.6.23～部解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) ～H28.3.25解除: 福島市(旧木澤村に限る。) H26.12.17～H28.3.25解除: 大玉村(旧木澤村に限る。)	
穀類 米(平成29年度)	H23.11.17～: 福島市(旧小国町の区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市(旧小国町及び旧月映町の区域に限る。) H24.12.5～: 福島市(旧福島市の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 二本松市(旧渋川村の区域に限る。) ～H28.1.29～: 伊達市(旧桂沢村及び旧富野村の区域に限る。) ～H28.1.29～: 伊達市(旧塙川村の区域に限る。) ～H24.1.4～: 伊達市(旧塙本村の区域に限る。)	

* [] の箇所は、出荷制限の対象。

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・令和4年3月16日現在

山形県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	R4.1.8~: 山形市、
肉	クマの肉	H24.9.10~H26.3.17: 部解禁、全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23~4.10: 解除: 全域
ホウレンソウ		H23.3.21~4.17: 解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1: 解除: 北茨城市、高萩市
	カキナ	H23.3.21~4.17: 解除: 全域
	バセリ	H23.3.22~4.17: 解除: 全域
タケノコ		H24.4.6~H29.9.5: 解除: 潮来市 H24.4.6~H27.4.17: 解除: つくば市、いわき市 H24.4.13~H29.6.8: 解除: 利根町 H24.4.13~H27.4.17: 解除: 守谷市 H24.4.13~H27.4.24: 解除: 取手市 H24.4.13~H27.10.2: 解除: 石岡市 H24.4.13~H28.1.4: 解除: 龍ヶ崎市 H24.4.13~H28.9.21: 解除: 茅城町 H24.4.6~H29.7.24: 解除: 小美玉市 H24.4.19~H29.12.4: 解除: ひたちなか市 H24.4.19~H27.2.22: 解除: 銚田市 H24.4.19~H27.9.1: 解除: 東海村 H24.4.26~H3.12.1: 解除: 北茨城 H24.4.26~H30.1.28: 解除: 大洗町
		H23.10.14~H28.8.22: 部解禁: 行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.10.14~H30.7.10: 部解禁: 小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.10.14~H30.12.13: 部解禁: 土浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H23.10.14~H28.5.18: 部解禁: 茅城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.6~R3.3.26: 部解禁: 常陸太田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H23.10.14~H28.5.18: 部解禁: 朝霞市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.10~H60.4.24: 部解禁: 茅城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.5.10~: 日立市、常陸太田市(野生のものに限る。) H24.5.10~: 常陸太田市(野生のものに限る。)
		R1.1.23~: 石岡市、高萩市、北茨城市、笠間市、桜川市、大子町(野生のものに限る。)
		R2.11.16~: 日立市、常陸太田市、笠間市、大子町
		R2.12.28~: 石岡市、つくば市
		R2.12.29~: 石岡市、茅城町
		H23.4.1~~H28.4.16: 朝霞市の水郷の下郷(茨城県会津たどり、霞ヶ浦、北浦、北洋淀及び外浪淀溝並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
		H24.5.7~H28.12.30: 解除: 茨城県内の郡那川(支流含む)
水産物	イシガレイ	H24.7.5~H27.10.2: 解除: 鹿島高瀬海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	H24.7.5~H27.25.25: 解除: 北緯36度38分の線、我が国他の経済水域の外線、茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域
	シロメバル	H24.4.17~H28.11.4: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	H24.4.17~H26.5.14: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.11.9~H26.1.20: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17~H27.2.30: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモンカスペ	H24.6.1~H27.10.2: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカマグマ(養殖を除く。)	H24.4.17~R3.5.19: 解除: 霞ヶ浦、北浦及び外浪淀溝並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	H24.4.17~H27.3.24: 解除: 霞ヶ浦、北浦及び外浪淀溝並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	H24.5.7~H28.12.30: 解除: 霞ヶ浦、北浦及び外浪淀溝並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	イノシシの肉	H23.12.2~H23.12.21: 部解禁: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
		H23.6.2~H25.11.1: 解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、龍崎市、潮来市、守谷市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2~10.1.6: 解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2~H24.4.5: 解除: 大子町 H23.6.2~H24.5.23: 解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2~H24.5.20: 解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2~H24.6.5: 解除: 錦町市 H23.5.2~H24.7.24: 解除: 水戸市 H23.5.2~H24.8.2: 解除: 美浦村 H23.5.2~H24.9.12: 解除: 白石市 H23.5.2~H24.10.5: 解除: 茅城町 H23.6.2~H24.10.11: 解除: つくば市 H23.6.2~H25.4.3: 解除: 牛久市 H23.6.2~H25.5.29: 解除: 上毛市、北茨城市、笠間市 H23.6.2~H25.6.17: 解除: 小美玉市
栃木県		出荷制限
茶	ホウレンソウ	H23.3.21~4.21: 解除: 那須塩原市、塙谷町
	カキナ	H23.3.21~4.27: 解除: 全域
原木シタケ(露地栽培)		H24.2.15~R2.225: 部解禁: 那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.2.15~H60.6.13~H28.1.20: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.10~: 那須町、那須塩原市
		H24.4.10~H30.8.28: 部解禁: 高根沢町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.10~H20.7.4: 部解禁: 労賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.10~H27.6.5~H27.6.18: 部解禁: 労賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.10~H28.5.18: 部解禁: さくら市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.11~H28.5.18: 部解禁: 佐子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.11~H27.2.20~H27.2.20: 部解禁: 日光市、大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.15~H28.5.18: 部解禁: 那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.17~H28.12.2: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
原木シタケ(施設栽培)		H24.4.17~H28.12.2: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.17~H28.3.28: 部解禁: 足利市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.17~H27.2.20~H27.2.20: 部解禁: 西木町、那須川原町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.17~H27.1.1: 部解禁: 那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.17~H28.1.25~H28.1.25: 部解禁: 那須烏山町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.17~H28.5.18: 部解禁: 那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.17~H28.12.2: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.17~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 日光市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.17~H28.7.7: 部解禁: 筑波市(筑波山) (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		M24.2.15~H26.10.24: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
原木クリタケ(露地栽培)		H24.2.15~H25.10.23: 部解禁: 那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.10~H27.8.27: 部解禁: 那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.4.12~H27.2.20~H27.2.20: 部解禁: 大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.6.29~H26.8.29: 部解禁: さくら市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.6.29~H28.4.17: 部解禁: 那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
原木クリタケ(露地栽培)		H24.6.29~H28.7.5~H28.7.5: 部解禁: 王生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.11.29~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 日光市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.11.29~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 王生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.11.29~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.11.29~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
原木ナメコ(露地栽培)		H24.11.29~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.11.29~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.11.29~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.11.29~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
		H24.11.29~H28.10.24~H28.10.24: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.8.3~: 日光市、高岡市、那須塩原市、益子町、那須塩原町
		H24.8.3~H28.1.25: 部解禁: 那須町
		H24.8.3~H28.1.25: 部解禁: 那須塩原市
		H24.8.3~H28.1.25: 部解禁: 那須町
		H24.8.3~H28.1.25: 部解禁: 那須塩原市
タケノコ		H24.8.3~H28.1.25: 部解禁: 那須町
		H24.8.3~H28.1.25: 部解禁: 日光市、大田原市
		H24.8.3~H28.1.25: 部解禁: 那須町
		H24.8.3~H28.1.25: 部解禁: 那須町
		H24.8.3~H28.1.25: 部解禁:

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・令和4年3月16日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.25解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。） H24.9.10～H25.3.25解除：永野川（支流を含む。）
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。） H25.3.30～H27.2.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.23解除：大戸川（支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。） H24.5.30～H24.9.26解除：荒井川（支流を含む。）及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流（支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。）
	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除：全域 ～H31.3.26解除：全城
肉	イノシシの肉	H23.1.22～H23.12.2一部解除：全城（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。） H23.12.2～：全城
	シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市
その他 茶		H23.6.2～H25.5.31解除：鹿沼市
群馬県		出荷制限
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除：全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.29～：沼田市、東吾妻町、猪苗村 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：安中市 H24.10.28～：長野原町 H24.11.19～：みなかみ町 R3.12.19～：みどり市、中之条町、高崎市、片品村、川場村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	群馬市（旧富士見町に限る。）、沼田市（旧吾妻町に限る。）、藤岡市（旧藤原町に限る。）、みどり市（旧多胡町に限る。）、下仁田町、中之条町、長野原町、みなかみ町、片品村、川場村 群馬市（旧平成15年3月31日時点のもの）
	たらのめ(野生のものに限る。)	H30.5.7～：群馬市（旧富士見町に限る。）、高崎市（旧吾妻町に限る。）、沼田市（旧利根村に限る。）、渋川市（旧安中町に限る。）、吉岡町、中之条町（旧中之条町に限る。）及び川場村 群馬市（旧南田代） R1.6.17～：群馬市（旧南田代） 群馬市（旧平成15年3月31日時点のもの）
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～：吾妻川のうち磐梯山から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。） H24.4.27～H24.11.9解除：薄根川（支流を含む。）及び桃ノ木川（支流を含む。）
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.6～：吾妻川のうち磐梯山から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。） H24.8.6～H25.6.26解除：薄根川（支流を含む。） H25.3.12～H30.1.29解除：薄根川（支流を含む。）
	イノシシの肉	H24.10.10～：全城
	クマの肉	H24.8.10～：全城
	シカの肉	H24.4.14～：全城
	ヤマドリの肉	H23.1.23～：全城
その他 茶		H23.6.30～H24.5.26解除：桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除：渋川市
埼玉県		出荷制限
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.19～：桶川町、越谷町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.29～：桶山町
千葉県		出荷制限
千葉県		出荷制限
農産物	タケノコ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除：地 H23.4.4～4.22解除：旭市
		H24.4.5～H25.5.22解除：市原市、木更津市 H24.4.6～H28.1.14解除：宋町 H24.4.6～H28.9.21解除：我孫子市 H24.4.11～H27.1.22解除：柏市、白井市 H24.4.11～H25.1.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町
		H23.10.11～：我孫子市 H23.10.14～H26.10.4一部解除：我孫子市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H23.11.18～：夷隅市 H23.12.2～H26.10.4一部解除：佐倉市 H24.2.25～H26.1.25一部解除：印西市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.10～：白井市 H24.4.10～H25.1.20解除：八千代市 H24.4.16～H26.3.19一部解除：山武市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.16～H28.10.4一部解除：香取市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.2.15一部解除：千葉市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.16一部解除：山武市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.19一部解除：山武市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.20一部解除：千葉市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.21一部解除：印西市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.22一部解除：佐倉市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.23一部解除：我孫子市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.24一部解除：柏市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.25一部解除：白井市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.26一部解除：八千代市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.27一部解除：船橋市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.18～H28.3.28一部解除：芝山町（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。）
水産物	コイ	H23.7.12～：平東県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛新水鏡及び印旛水門の上流、西綿用木第一揚水機場の下流、八筋川、冬田溝並びに豊田浦川を除く。）
	ワナギ	H23.7.12～：平東県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛新水鏡及び印旛水門の上流、西綿用木第一揚水機場の下流、八筋川、冬田溝並びに豊田浦川を除く。）
その他 茶	イノシシの肉	H24.4.15.8～H25.1.18一部解除：全城（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
		H23.7.4～H24.5.21解除：大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.26解除：八街市 H23.6.2～H24.5.26解除：野田市、寄居市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除：成田市

※＊＊＊＊の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和4年3月16日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
野菜	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
原木シイタケ(露地)	H23.4.13～飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H23.9.6～棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.15～R3.9.10一部解: いわき市、棚倉町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)</p> <p>H23.9.20～R3.9.10一部解: 南相馬市(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚</p> <p>H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。)</p> <p>H24.3.28～新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉</p> <p>H23.11.9～相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※ [] の箇所は摂取制限の対象